

入札説明書（警備業務用）

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名 市庁舎警備業務委託

2 仕様 別紙仕様書のとおり

3 入札方法 本件入札は、郵便入札の方法による。

郵便入札の方法は、別紙「郵便入札の手引き」を必ず参照すること。「郵便入札の手引き」による方法以外の方法で提出された入札書は無効とする。

4 仕様書等に対する質問

（1）質問方法

本件に関する質問は、原則として市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

市指定の質問書様式は、市ホームページ内「入札情報＞2 一般競争入札公告等＞制限付一般競争入札公告」に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

（2）質問書の送付先

会津若松市役所契約検査課

電話番号：0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413

契約検査課代表メールアドレス：keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（3）質問期限

令和7年1月17日（金） 午後5時15分まで

（4）質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。また、市契約検査課において閲覧に供する。

※ 入札の前に必ず、質問の有無及びその回答内容について確認すること。

5 落札候補者の決定方法

この案件は、最低制限価格制度が適用となり、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格で入札した者を落札候補者とする。

落札候補者となり得る同価の入札をした方が2人以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。

当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者がくじを引き、立ち会ってい

ない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 入札書記載金額

- (1) 入札書記載金額については、契約期間全体における総額を記載する。
- (2) 入札書記載金額にその金額の 10%に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を落札価格（契約金額）とするので、入札書に記載する金額はその 10%に相当する額（消費税及び地方消費税の額）を除いた金額を記載のこと。
- (3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。

7 価格内訳書について

- (1) 入札書とともに価格内訳書を同封し郵送すること。
- (2) 入札書記載金額と価格内訳書の合計額は、必ず一致させること。一致しない場合、また、価格内訳書内に計算誤りがあった場合は、その入札は無効とする。
- (3) 価格内訳書により、年度毎の人件費等を積算するが、業務委託料の支払いに際しては、入札書記載金額を契約月数で割り、消費税及び地方消費税の額を加えた額を基本とする。
なお、端数分の調整等を含めた支払額の詳細については、契約書に添付する「支払予定表」により示すこととする。

8 契約保証金について

契約締結後、落札者は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付すること。契約保証金は、3 年間の業務履行完了後に還付するが、各年度の業務履行完了後に契約保証金額の 1/3 の額（1,000 円未満の端数切捨て）を還付することも可能である。

ただし、「市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合」及び「過去 2 年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の 2 倍の期間を遡った期間。）において地方公共団体等との同額程度の契約実績が 2 回以上ある場合」は、契約保証金の納付を免除することができる。

その場合には、市が求める書類（保険証券の写し又は実績報告書）を提出すること。

9 労働環境の確認について

受注者は、当該業務に従事する警備員の雇用契約書の写し等の雇用を証明する書類又は警備員が自社の指揮管理下にあることを証明する書類について、契約締結後速やかに市へ提出すること。業務委託期間内に、従事する警備員が退職等により変更となる場合に

は、再度上記書類を提出すること。

なお、上記書類の記載事項を確認するため、市が、給与支払報告書（写）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）等の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。当該書類を提出できない場合には、その理由を記載した書類を提出すること。

当該書類の内容又は当該書類を提出できない理由によっては、入札参加停止又は契約解除を行う場合がある。

10 その他

（１）市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成 13 年 3 月 6 日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。

（２）入札日時点において、入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。

入札参加資格の更新が遅れた場合は、有効期限が途切れるので十分注意すること。

（３）業務委託期間中において、地域別最低賃金時間額が変動した場合にあっても、それを理由とした変更契約は原則として行わない（社会情勢の大きな変動があった場合には、別途協議を行う。）。

よって、地域別最低賃金時間額の動向を見越した応札を行うこと。

（４）税法の改正等に伴い、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合には、協議のうえ、変更契約を行うものとするので、了知のうえ応札すること。